

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の 周知徹底について

令和5年12月20日
内閣官房
新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課

- 1 令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況にある。物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）」を策定した。

（指針及び概要についてはHP参照のこと。）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhtenka.html

- 2 本指針は、公正取引委員会による「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（以下「特別調査」という。）」の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものである。
- 3 労務費の適切な転嫁を実現していくためには、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要である。ついては、本指針に関して、各省庁から、業界団体を始め、関係する団体等に対する周知徹底をお願いしたい。周知に当たっては単に文書を送付するだけでなく、可能な限り説明会を実施するなど、実効性ある形での周知をお願いしたい。

【業界団体等への本指針の周知（別紙1関係）】

- 速やかに文書を送付するとともに、経営者向けの説明会等を実施するなどしていただき¹、その実施状況（予定を含む。）につい

¹ 指針に関する一般的な説明内容については、公正取引委員会のYouTubeチャンネル

て、別紙1により、令和6年1月15日（月）までに、発出した事務連絡等と共に、内閣官房に提出すること。

この際、指針（本体7ページ、15ページ参照）に記載されている公表資料²のほかに、所管業界において労務費等の上昇を示す根拠となる公表資料のホームページのリンク先があれば、内閣官房まで登録いただきたい。³（様式自由）

- 4 また、この指針の実効性を高めていく観点から、来年1月を目途に内閣官房副長官ヘッドの関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）の開催を予定している。

この1月開催予定の連絡会議では、下記のとおり、周知徹底を依頼した後の、その後の本指針への対応状況のフォローアップ等について、関係省庁に対して要請を行う予定であり、これも踏まえて、各省庁における取組を御準備いただきたい。

【指針への対応状況のフォローアップ等】

- ① 業界団体の取組状況（会員企業への周知活動、本指針への対応状況⁴の把握、業界における課題を踏まえた対策の検討等）についてフォローアップを行うこと。
- ② ①のフォローアップの結果、業界団体の取組が不十分である等、所管省庁として特段の対応が必要な場合にはその検討・実施（必要に応じて公取・中企庁にも相談）すること。
- ③ 本指針に沿わないような行為により、公正な競争を阻害するおそれがあるような事案を把握した場合には、公正取引委員会（独占禁止法、下請代金法）、中小企業庁（下請代金法）に報告すること。

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>）にて動画配信も行っている（12月22日頃公開予定）ので適宜参照されたい。更に、対面及びMicrosoft Teamsによるオンラインとのハイブリット開催による全国ブロック説明会（12月26日～令和6年1月18日）を行っているので、適宜、傘下の団体等にも御紹介いただきたい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2023/231218.html>

² 指針15ページでは、発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料となりうる公表資料として、都道府県別の最低賃金やその上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号）などを紹介している。

³ 中小企業庁HPでは、「労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料（例）」を掲載しており、御紹介いただいたリンク先を適宜、追加していく予定。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html>

⁴ 例えば、日本自動車部品工業会では、公表されている原材料やエネルギー等価格に基づき、価格推移と増減を分かりやすく可視化した原材料・エネルギー等の価格転嫁促進ツールを作成。https://www.japia.or.jp/topics_detail/id=3938

- 5 さらに、令和6年3月中を目途に、2回目の連絡会議を開催し、上記3（周知）及び4（フォローアップ等）について、その時点での進捗状況を、各省庁から御報告いただく予定である。

（本件問い合わせ先）

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

電話：03-5253-2111（内線 84855）

公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 企業取引課

電話：03-3581-5471（内線 2633）

〇〇省関係

主要な 所管業種	事業者団体名	事務連絡等の発出状況	省庁による説明会等の実施状況
〇〇業	〇〇協会（東京都・・・・・・ 代表者・・・・）	令和5年〇月〇日付け 対・・・・宛 局長通知	〇月〇日に各ブロックの代表者を 集めたオンライン説明会を実施
〇〇業	〇〇協会（東京都・・・・・・ 代表者・・・・）	令和5年〇月〇日付け 対・・・・宛 次官通知	〇月〇日の〇〇局長会議において 説明予定
〇〇業	・・・・	・・・・	
〇〇業		・・・・	

※令和6年1月15日（月）17時までに関連する事務連絡等とともに内閣官房に提出してください。